



肥料価格高騰対策事業のお知らせ



農業経営への影響緩和のため、
化学肥料の低減に取り組む農家の
肥料費を支援します。



支援対象となる肥料

令和4年6~10月に注文・購入し、令和4年秋肥として使用する肥料
令和4年11月~令和5年5月に注文・購入※し、令和5年春肥として使用する肥料

※春肥の申請〆切は2月中の予定です。それまでに注文・購入をしてください

支援の内容

化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、
肥料コスト上昇分の7割を国が支援します。

施肥量
減らす!



支援対象者の要件

農産物を販売し※、化学肥料使用量の2割低減に取り組む農業者

※販売開始前の新規就農者の方は、認定新規就農者であることが要件です

申請先

肥料を購入したJAや肥料販売店などにお申し込みください

申請に必要な書類

- 1 注文時期、購入数量、購入価格が明記されている肥料の**注文書**
☞ 予約せず店頭で購入した肥料は注文書がなくても申請可です
- 2 ①の**領収書**または**請求書**
- 3 化学肥料低減の取組を2つ以上記入した「**化学肥料低減計画書**」
その他、要件を確認する「**誓約・同意書**」、支援金の受取**口座の振替依頼書**など